

川崎市立看護大学大学院授業料等の減免等取扱要綱

令和7年4月1日
7川看大第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立看護大学条例（令和3年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）

第6条の規定に基づき、川崎市立看護大学大学院（以下「本学」という。）に入学する者及び学生（以下「学生等」という。）に係る入学料、授業料（以下「授業料等」という。）及び条例第5条第2項に規定される証明書交付手数料（以下「交付手数料」という。）の減免及び分納の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免対象者)

第2条 学生等が、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めたときは、授業料等を減免することができる。

(授業料の分納対象者)

第3条 学生が次の各号の一に該当し、納付期限までに授業料の納付が困難と認められるときは、授業料の分納を認めることができる。

- (1) 経済的理由により授業料を一括して納付できない者
- (2) 前号に掲げる者のほか、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者

(交付手数料の免除対象者)

第4条 本学で証明書を発行することができる者から証明書交付申請書が提出された場合、次の各号の一に該当するときは、交付手数料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 前号に掲げる者のほか、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者

(減免の額)

第5条 授業料等の減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令49号。以下「政令」という。）第2条に規定する額（以下「減免額」という。）とする。

2 交付手数料は、全額免除とする。

(授業料等の減免対象期間)

第6条 授業料等の減免対象期間は、政令第3条に準ずるものとする。

(減免及び分納の方法)

第7条 入学料の減免は、合格者のうち、授業料等の減免対象者として承認された者につき入学後に減免額を還付する。

2 授業料の減免は、次の各号によるものとする。

(1) 第9条に定める期限までに申請した者 授業料から減免額を差し引いた額を、所定の期日までに納付するものとする。

(2) やむを得ない事情により授業料の納付期限までに申請できなかった者 減免額を還付する。

3 授業料の分納は、前期又は後期ごとに認めるものとし、各期に納付すべき授業料を3回以内に分割して納付させるものとする。

(申請)

第8条 授業料等の減免及び授業料の分納に関する申請は、次の各号によるものとする。

(1) やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者のうち、授業料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 授業料の分納を受けようとする者は、授業料分納申請書(第2号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(3) 交付手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第9条 授業料等の減免申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、この限りではない。

(1) 入学前に減免申請をしようとする者 学長が別に定める日

(2) 入学後に減免申請をしようとする者 授業料の納付期限

2 授業料の分納申請は、当該期の授業料の納付期限までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、この限りではない。

(認定)

第10条 授業料等の減免並びに分納の決定通知は、次の各号によるものとする。

- (1) 市長は、第8条第1号に規定する減免を承認した場合は、授業料等減免承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- (2) 市長は、第8条第2号に規定する分納を許可した場合は、授業料分納許可書（第4号様式）により申請者に通知する。
- (3) 市長は、交付手数料の免除を承認した場合は、当該証明書の交付をもって通知に代える。

(減免及び分納の取消)

第11条 学長は、第10条各号に定める授業料等の減免又は分納を承認した者が、次の各号の一に該当する場合は、その承認を取り消し、承認取消通知書（第5号様式）により通知する。ただし、交付手数料の減免を承認した者は、この限りではない。

- (1) 当該年度の途中において、減免の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により承認を受けた場合
- (3) 減免を承認した者が、納付すべき授業料等を納付期日までに納付しなかった場合

(長期履修学生が納付すべき授業料)

第12条 学生が職業を有していること等の事情により、博士前期課程の標準修業年限2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、条例第5条に定めるところによる。

- 2 長期履修学生に対する授業料の分納については、第3条、第7条第3項、第8条第2号、第9条第2項、第10条第2号及び第11条の規定を準用する。
- 3 何らかの理由により長期履修学生が、履修期間の短縮等を希望する場合等については、標準修業年限である2年の間に納入する授業料等の額からすでに納入した授業料等の額を差し引いた額を速やかに納付しなければならない。
- 4 正当な理由がなく前項により算出した授業料等の差額を滞納し、督促を受けても、なお納付しない場合は、学長は該当する学生を除籍することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めのないものについては、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式

川崎市立看護大学大学院減免申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

学籍番号

氏 名

※署名をしてください。

- ☐ 授 業 料
- ☐ 入 学 料 の減免を許可していただきたく次のとおり申請します。
- ☐ 証明書交付手数料

理 由	☐ 予期できない事由により家計が急変したため ☐ その他 ()
大学院に 進学するまでの期間 ※授業料・入学料の 減免申請者のみ記入	大学等の卒業年月 年 月 本学への入学年月 年 月 大学等を卒業してから本学に入学するまでの期間 ☐ 2 年以上 ☐ 2 年未満
添 付 書 類	☐ 第 1 号様式 (別紙 1 - 1) ※授業料・入学料の減免申請者のみ ☐ 生活保護受給証明書 ☐ 非課税証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 給与支払証明書 ☐ 無職無収入証明書

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

家計の急変に係る申告書

生計維持者 1	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者 1 の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A : 死亡 ☐ B : 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C : 失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D : 震災、火災、風水害等に被災 ☐ E : 父母等による暴力等から避難 ☐ F : B～E のいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Eを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D : 震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）			
申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難 （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください）				
就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）				

※「B : 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙 1 - 2）をあわせて提出してください。

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生 計 維 持 者 2	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
		生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：父母等による暴力等から避難 ☐ F：B～Eのいずれにも該当しない（事由が発生していない）		
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Eを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）			
申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難 （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください）				
就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）				

※「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙1－2）をあわせて提出してください。

本人	氏名	
	家計急変の事由	
	本人の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：父母等による暴力等から避難 ☐ F：B～Eのいずれにも該当しない（事由が発生していない）	
	家計急変の事由が発生した年月 （上記でB～Eを選んだ人は記入してください）	(西暦) 年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。	
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ） 申込時点での状況 ☐ 被災により就労困難 ☐ その他（ ） （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください） 就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）	

休職証明書

(あて先) 川崎市立看護大学長

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
所属 (職名)	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※休職中の給与について、有給又は無給どちらかに○をつけてください。 ※有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規定を添付してください。

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

<証明者>

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】

川崎市立看護大学大学院授業料分納申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

学籍番号

氏 名

※署名をしてください。

次の理由により、授業料の分納を申請します。

理 由 (詳しく記入してください。)	
分納対象期間・回数	年度 ☐ 前期 ☐ 後期 (分納回数 回)
添 付 書 類	☐ 非課税証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 給与支払証明書 ☐ 無職無収入証明書 ☐ その他 ()

注 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第3号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立看護大学大学院授業料等減免承認通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料等の減免について、次のとおり承認します。

1. 減免区分

☐ 授業料等負担が困難

- ☐ 第Ⅰ区分 (満額の支援)
- ☐ 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
- ☐ 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

☐ 多子世帯

- ☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯 満額の支援)
- ☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯 満額の支援)
- ☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯 満額の支援)
- ☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯 満額の支援)
- ☐ 多子世帯 (満額の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3か月ごとに判定し、それ以降は1年ごとに判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額 円
入学料減免額 円

4. 減免後の納付額

授業料 (年 月分 ~ 年 月分) 円

☐ 年 月 日までに納付してください。

☐ 減免相当額を指定の口座に還付します。

入学料 円

☐ 減免相当額を指定の口座に還付します。

(参考) 入学料の減免額等

減免区分	入学料減免額	減免前の入学料の額	減免後の入学料の額
	円	円	円

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1か月当たり)	減免前の授業料の額 (1か月当たり)	減免後の授業料の額 (1か月当たり)
年 4月		円	円	円
年 5月		円	円	円
年 6月		円	円	円
年 7月		円	円	円
年 8月		円	円	円
年 9月		円	円	円
年10月		円	円	円
年11月		円	円	円
年12月		円	円	円
年 1月		円	円	円
年 2月		円	円	円
年 3月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

川崎市立看護大学大学院授業料分納許可書

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった授業料の分納について、次のとおり許可します。

許 可 内 容	
分 納 対 象	年度 期分
分 納 回 数・ 分 納 金 額	第 1 回 目 円 回・第 2 回 目 円 第 3 回 目 円
納 付 期 限	第 1 回 目 年 月 日 第 2 回 目 年 月 日 第 3 回 目 年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立看護大学大学院授業料等減免承認取消通知書

年 月 日付（文書番号）により許可した（授業料等減免・授業料の分納）について、川崎市立看護大学大学院授業料等の減免等取扱要綱第11条の規定に基づき、次のとおり取り消しますので通知します。

1. 減免承認取消により減免を行わないこととなる月

年 月

※ 次の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。（次の i）～iv）に該当の場合は、この一文を削除）

2. 減免承認取消の事由

- ☐ 当該年度の途中において、減免の理由を失った。
- ☐ 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- ☐ 減免を承認した者が、納付すべき授業料等を納付期日までに納付しなかった。

3. 減免承認取消に係る納付額

入学料 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。